

## 三川町スポーツ推進計画

**今、輝いて 未来につなぐ、スポーツの汗、笑顔**

## 第1章 推進計画の概要

### 1. 計画策定の趣旨

近年、社会を取り巻く変化は著しく、情報・科学技術が大きく伸展したことにより社会全体がグローバル化し、物質的に繁栄する一方で、少子高齢化や核家族化に伴う生活環境の変化は、私たちの価値観やライフスタイルを大きく変えました。

例えば、生活の利便性向上に伴う運動不足の慢性化や、飽食に伴う生活習慣病、コミュニケーション不足による人間関係の希薄化などが見られます。このことが、スポーツを取り巻く環境に大きな影響を与えています。

国は、こうした今日的な課題への対応とスポーツ立国の実現を目指し、国家戦略（「人【する人、観る人、支える人（育てる人）】の重視」、「連携・協働の推進」）としてスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な法律として、平成23年6月にスポーツ基本法を公布し、同年8月に施行しました。この法律の中では、スポーツとは、世界共通の人々の文化であること、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人類の権利であることなど、スポーツの意義や価値、国民生活におけるさまざまなスポーツの果たす役割の重要性を認識し、基本理念として定めています。また、スポーツ推進のために地方公共団体においては、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めることとされています。

三川町では、子どもが身体を動かす機会の減少による体力の低下、特に走力と握力が全国平均に及ばない状況になっています。また、中高年での運動習慣がないことに起因する生活習慣病の増加などの課題が見られます。

そこで、スポーツや健康体力づくりに対する住民の関心が高まる中、これらの課題に対し、スポーツへのきっかけづくりの拡充など、環境整備の施策を展開していくことが求められています。

こうした本町の実情により、スポーツ基本法第10条の規定に基づく計画的なスポーツの推進を図っていく必要があります。

このことから、「第3次三川町総合計画」等との整合性を合わせ持ちながら、三川町の実情にあったスポーツ振興を計画的に進めていきます。

### 2. 計画の期間

計画期間は平成26年度から平成35年度までの10年間とし、今後の社会情勢の変化に応じて計画の見直しを行うこととします。



## 第3章 スポーツ推進の施策

### I. 施策の方向

多様化する町民のスポーツへのニーズに応え、だれもが生涯にわたり生きがいや健康づくりなどの目的でスポーツを楽しむ環境を整備するため、次の取り組みを実施し、“幼児から高齢者まで、すべての町民がスポーツを楽しみ、スポーツで輝けるように”に努めます。

### II. 基本的施策

#### 1 「する」楽しみ

##### (1) ライフステージに応じた生涯スポーツの推進

###### ① 幼・少年期のスポーツの推進

近年、子どもたちを取り巻く環境は、塾通いの増加、テレビゲーム・携帯機器の普及など、日常生活で身体を動かす機会が減少しており、このことが体力・運動能力低下の一つの要因になっていると考えられます。この時期に多様な運動を経験することは、その後の人生において大きな財産となることから、子どもたちが進んで体を動かすことができる環境づくりや子どもに運動やスポーツに親しむ機会を提供する取り組みを推進します。

###### ☆各種教室等実技指導の推進

子どもたちへのスポーツの普及は、まず子どもたちに“スポーツは楽しいものである”ということを意識させることが大切です。そのために各種スポーツ教室等を実施し、子どもへのスポーツの普及を推進します。

###### ☆みかわ保育園・幼稚園等への啓発

幼年期は、身体的また精神的な面が成長していく上で非常に重要な時期です。幼年期から、遊びを通じて運動をすることで身体を動かすことの楽しさを覚えさせることは、今後スポーツを行う、行わないに大きく影響します。そのため、幼年期の運動の重要性について、理解を求める啓発活動を行います。

###### ☆家庭、地域への啓発

子どもの体力低下の問題や体力の重要性、またスポーツの重要性について理解を促し、家庭、地域において子どもの体力の向上等を目指した取組がなされるよう啓発活動を行います。

###### ☆子どもの好きなスポーツ発見事業

子どもたちに、数種類のスポーツを体験してもらい、自分に合ったスポーツを見つけられることを目的とした子どもの好きなスポーツ発見事業を開催します。

###### ② 青・壮年期のスポーツの推進

スポーツを生涯にわたって継続できるように、仲間や一人でも気軽に取り組むことのできるスポーツの機会の創出に努め、スポーツを楽しめる環境の整備を推進します。

## ☆スポーツ教室・講座の充実

スポーツの機会を提供し技術や経験を直接伝えるため、スポーツ教室及び講座を開催し、競技力の向上に努めます。また各種競技団体の定期的なスポーツ教室の開催を支援します。

## ③中・高年期のスポーツの推進

生活習慣病、メタボリック症候群の予防など、健康づくりのためにも、この時期からの運動は重要になることから、健康福祉課と連携し、だれもが手軽に楽しめる各種ニュースポーツ等の積極的な普及に努めるとともに、各地域において出前講習など中・高年期からスポーツを始めるきっかけづくりを行います。

## 2「観る」感動

### (1) レベルの高い大会・合宿の誘致

高度な競技・技術力を見ることは、技術の向上、競技に対する意識の高揚につながります。レベルの高い大会や合宿の誘致に努めます。

また、温泉宿泊施設を活かしたスポーツ大会、合宿を開催し、近隣県から参加者を迎えることは「地域の振興」と「地域の発信」につながるばかりか、スポーツ振興にもつながることが期待されます。そのため、施設間の連携・強化を図ります。

### (2) 町民のスポーツ観戦の支援

スポーツを「観る」機会が増えることで、スポーツへの興味・感心が高まるとともに、技術の向上につながることを期待されます。そこで、県内、近隣県で開催される全国大会等のスポーツ観戦の支援に努めます。

## 3「支える（育てる）」力

### (1) スポーツ指導者の育成

スポーツ指導者の資質は、運動やスポーツの効果に直接影響するだけでなく、その後のスポーツライフの形成にも大きく影響します。そのため、指導者の育成と資質向上を図ります。

## ☆ 指導者の育成と資質向上

スポーツ経験だけを基にした指導だけでは、質の高い指導は困難であります。スポーツ少年団指導者と教職員との連携、公認指導者の育成及び指導者のための研修制度の確立、

外部から優秀な指導者の定期的な講習などを推進し、指導者のレベルアップを図ります。

また研修等においては各スポーツ種目、ニュースポーツ、健康づくり運動など、単に技術指導の能力の向上だけでなく知識やマナーなどの資質向上も図ります。

## **(2) 競技力の向上**

### **①全国大会出場選手などへの支援**

全国大会等へ出場する選手等が出場しやすい環境を醸成するため、従来から実施している指導者等大会参加助成金事業を今後も継続していきます。また制度のPRに努めます。

### **②トップアスリートの育成**

トップアスリートの育成には、指導体制づくりや指導者の育成が不可欠であります。競技団体等と連携し、発育・発達に応じた効果的なトレーニングの実施など、指導者とスポーツ医学の専門家等の協力を得てトップアスリートの育成、競技力の向上を図ります。

## **(3) スポーツ情報の充実**

スポーツに対する意識やニーズが多様化してきていることを踏まえ、大会や教室の開催、及び結果、指導者等からの情報をスポーツ三川等により提供し充実を図ります。

## **(4) みかわスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の育成・支援**

だれもが体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、だれでも、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブの育成・支援を進めます。

## **(5) スポーツ関係団体等との連携支援**

### **スポーツ団体等との連携**

町民が好きなスポーツを継続的に出来るよう学校と社会体育活動との連携を推進します。また効果的に施策の推進を図るため、三川町スポーツ推進委員協議会、三川町体育協会、三川町スポーツ少年団本部、小学校、中学校等との連携を密にし、スポーツ推進体制の充実に努めます。

### **☆三川町スポーツ推進委員協議会との協働**

#### **・スポーツ推進委員の資質向上と活用**

スポーツ推進委員活動の一層の充実を図るため、県などが開催する研修会等へ積極的に参加し、スポーツ推進委員の資質向上に努めます。また、町民のニーズに応じた指導等ができるよう、スポーツ推進委員の役割を十分に周知しながら、スポーツの指導及び普及推進を行います。

・ **ニュースポーツの普及**

講習やイベント等を実施し、だれもが手軽に楽しめる各種ニュースポーツの積極的な普及に努めます。

☆ **体育協会、スポーツ少年団の支援**

スポーツ振興や普及に重要な役割を果たす、体育協会やスポーツ少年団の活動を支援します。

#### **4 スポーツ施設の充実**

**(1) スポーツ施設の整備**

体育施設の老朽化に伴う補修工事等を計画的に進めるとともに、町民が日常的にスポーツに親しみ町内のスポーツ行事に利用するほか、県大会規模の開催も可能な施設として、質の高い利用しやすく安全なスポーツ施設の整備に努めます。

**(2) 学校体育施設の有効活用**

学校体育施設の利用ニーズは高く、町民スポーツの推進には欠かせないものとなっています。地域スポーツ活動の拠点として、今後も学校体育施設の開放を継続していきます。

**(3) 利用しやすいスポーツ施設の運営**

各種大会、教室等を開催するなど、現在町内にあるスポーツ施設の効率的な利用と活用を図ります。